

令和2年4月24日
三次市市民部市民課
三次市市民部課税課
三次市市民部収納課

三次市新型コロナウイルス感染症発生に伴い 収入の減少が見込まれる方への市税等の 徴収猶予及び減免等について

三次市では新型コロナウイルス感染症に起因し、収入が減少する個人及び世帯に対して、税制面での支援を講ずることによって資金面での援助に加え、早期の生活再建を図るため、市税等の徴収猶予及び減免等に関する要綱を創設しました。

1 対象科目

- (1) 個人市県民税
- (2) 法人市民税
- (3) 固定資産税（家屋、償却資産）
- (4) 都市計画税
- (5) 国民健康保険税
- (6) 介護保険料
- (7) 後期高齢者医療保険料

2 適用

令和2年2月1日以降の納期において適用します。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 市民部 市民課（担当／児玉，大原）
電話番号：0824-62-6134 FAX番号：0824-63-2809
E-mail：shimin@city.miyoshi.hiroshima.jp

三次市 市民部 課税課（担当／今井，熊谷，山本）
電話番号：0824-62-6122 FAX番号：0824-62-6345
E-mail：kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp

三次市 市民部 収納課（担当／渡邊，田島，樽岡）
電話番号：0824-62-6127 FAX番号：0824-62-6352
E-mail：shunou@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号